

丹波篠山市災害廃棄物処理計画

令和7年3月

丹波篠山市

■第1章 総論■

第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 市及び事業者・市民の役割	3
1. 市の役割	
2. 事業者の役割	
3. 市民の役割	
第4節 想定する災害と被害の程度	4
第5節 計画の対象とする災害廃棄物及び業務	5
1. 災害廃棄物の種類	
2. 災害別の廃棄物の特徴	
3. 対象業務	

■第2章 災害廃棄物処理に関する基本的事項■

第1節 処理に関する基本方針	7
第2節 時間経過に応じた対策の検討	8
第3節 処理目標期間	8
第4節 処理主体	9
第5節 実行計画の策定及び進捗管理	9
1. 実行計画の策定	
2. 実行計画の進捗管理	
第6節 組織体制等	10
1. 市災害対策本部内における組織体制	
2. 災害対策本部事務分掌	
3. 災害発生時の連絡体制等	
4. 支援の要請	
5. 住民等への広報	
第7節 計画の見直し	12

■第3章 災害廃棄物対策■

第1節 災害廃棄物の発生量	13
1. 災害がれき類の発生量推計	
2. 避難所ごみの発生量推計	
第2節 災害廃棄物の収集運搬体制	15
1. 災害廃棄物の収集運搬体制	
2. 分別の徹底	
第3節 災害廃棄物の処理	16
1. 災害廃棄物の処理	
2. 処理可能量	
第4節 仮置場	20
1. 仮置場の設置	
2. 必要面積の算定	
3. 仮置場候補地の選定基準	
4. 仮置場候補地	
5. 仮置場の運営・管理	

6. リサイクルの推進
7. 仮置場の運用計画
8. 仮置場のレイアウト
9. 取扱いに留意が必要な廃棄物
10. 環境モニタリング

■第4章 し尿の処理■

第1節	し尿処理の基本方針	25
第2節	し尿収集必要量の推計	25
1.	推計方法	
2.	地震発生直後の仮設トイレ必要設置数	
第3節	し尿処理可能量の推計	26
1.	し尿処理施設の概要及び処理実績	
2.	し尿の処理可能量の推計	
第4節	仮設トイレの設置	27

第 1 章 総論

第 1 節 計画策定の目的

丹波篠山市内で発生する災害の多くは集中豪雨や台風による風水害が主であり、近年では平成 30 年 7 月に発生した豪雨で、後川観測所で積算雨量 506.5 mm を記録し、1 か月の最大雨量を更新し、本市を含む兵庫県下の市町で初めて特別警報が発表され、市内全域に避難勧告を発令した。避難者は最大 87 世帯 200 人に及んだ。土砂災害による急峻な山地・丘陵が多い本市においては台風・低気圧に伴う大雨や梅雨期の集中豪雨による土砂災害を想定する必要がある。

また、本市はこれまで幸いにも地震による大きな被害を受けたことがないが、今後 30 年以内には南海トラフ地震が発生し、兵庫県のみならず西日本の広域にわたって甚大な被害を発生させると予想されている。さらに加東市から丹波篠山市にかけて、国道 372 号沿いに活断層帯「御所谷断層」が分布しており、御所谷断層において地震が発生すると本市内直下の地震（以下「直下型地震」という。）となり、大きな被害が想定される。

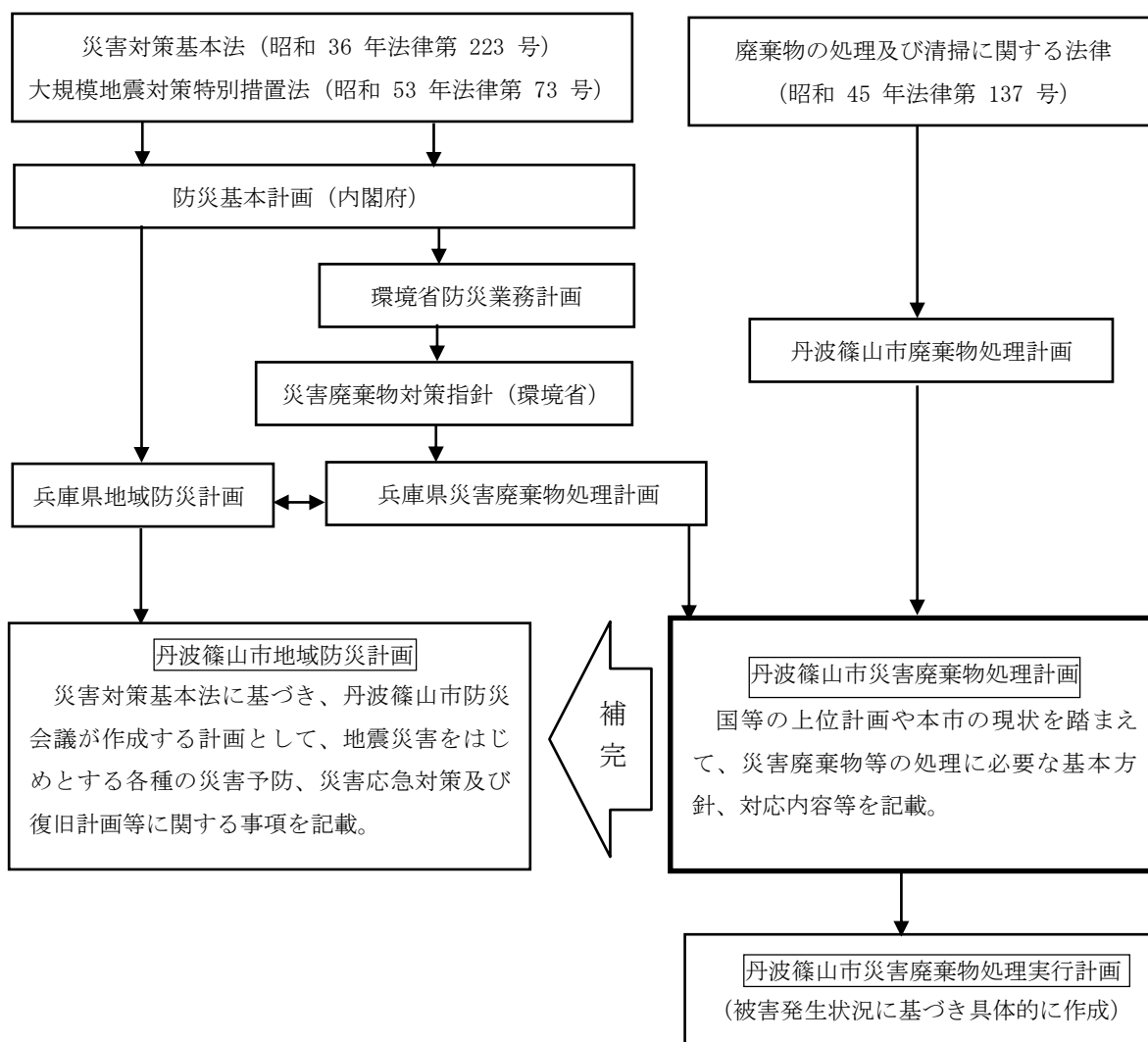
本市の近年における火災の件数は年平均 25 件程であり、そのうち建物火災が年平均 8 件、林野火災が年平均 5 件程発生している。令和 3 年 7 月に発生した密集地での建物火災は大きな被害をもたらしたことから、密集地区の被害想定と対策が必要である。

このように、近い将来、市内においても大規模災害が発生する可能性は大いにあり、そのような場合には建物被害によるがれきや、避難所からのごみ・し尿等の災害廃棄物が大量に発生し、また道路網の途絶等に伴い平常通りの収集体制を維持することは困難となることが予想される。

本計画は、丹波篠山市地域防災計画（以下「市防災地域防災計画」という。）を補完し、市及び市民・事業者の役割、事前準備や発災後の処理体制、分別・リサイクルの方針等、災害廃棄物処理に係る基本的な事項を定めることで、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として定めるものである。

第2節 計画の位置付け

丹波篠山市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、国の災害廃棄物対策指針や市地域防災計画に基づき作成したもので、国の方針や市地域防災計画の改定等必要に応じて見直すものとする。



本計画は、本市域の災害廃棄物処理における市が行う業務について、その基本方針を示した災害廃棄物処理の基本的な計画であり、市地域防災計画に規定する災害を対象とする。災害発生時には、災害対策本部等から報告される各種情報に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第3節 市及び事業者・市民の役割

1. 市の役割

(1) 平時の取り組み

- ア 必要な資器材の備蓄を行い、収集車両や機器等を常時整備し、災害対策につながる人材育成を行う等緊急時に対応できる体制を整備する。
- イ 仮設トイレ等の備蓄について各部局と情報共有し、迅速かつ円滑にし尿収集運搬作業が行える収集体制を整備する。
- ウ 周辺自治体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を構築する。
- エ 仮置場候補地の選定を行う。
- オ 市民、関係団体等に対して災害廃棄物の処理方法や災害時の排出ルール等、協力体制の構築に必要な啓発を行う。
- カ 本計画の実効性を高めるため、災害廃棄物対策の進捗に応じて人材育成を戦略的に進めるとともに、継続的に人材を確保できるための連携体制を構築する。また、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する研修会等への参加等により、人材の交流及び育成を図る。

(2) 発災時の取り組み

- ア 災害廃棄物の発生量を推計するとともに、処理・処分の方法、処理の進行計画、最終処理完了の時期などを含めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、災害時の応急体制を確立する。
- イ 仮置場の選定、設置、維持管理を行う。
- ウ 災害廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等の資機材が不足する場合には、国、県、応援市町及び民間事業者等に対して支援要請を行う。

2. 事業者の役割

(1) 平時の取り組み

- ア 各事業者において不用品等は事前に処分し、災害廃棄物の発生抑制に努める。

(2) 発災時の取り組み

- ア 本市が行う災害廃棄物の処理について必要な協力を行う。
- イ 災害時における廃棄物処理の周知に協力する。
- ウ 自己処理を行うにあたっては、適正に処理するとともに再資源化に努める。

3. 市民の役割

(1) 平時の取り組み

- ア 各家庭において住宅の耐震化、家具の固定化などを行い、自身による家屋の損壊、家具の破損防止に努める。
- イ 不用品等は事前に処分し、災害廃棄物の発生抑制に努める。
- ウ 災害時には近隣との助け合いによる災害廃棄物処理が行えるよう、平時より地域内での協力関係づくりを行う。

(2) 発災時の取り組み

- ア 災害時においても平時と同様のごみの分別を行い、リサイクルの推進に努める。
- イ ごみの排出にあたっては、ルールを守り、衛生面に配慮する。

第4節 想定する災害と被害の程度

本計画では、直下型地震及び南海トラフ地震の被害想定を示す。

市地域防災計画地震対策編に被害想定が示している地震災害のうち、直下型地震は、最も大きい被害が想定されている。また、南海トラフ地震の震度予測は、5強であるが、被害が広域であると想定される。

風水害においては、市地域防災計画風水害対策編に具体的な数字をもって被害の想定が示されていないが、兵庫県環境整備課が、洪水浸水想定区域図（兵庫県作成）を基に推計した「丹波篠山市における建物被害棟数（水害）」を使用する。

以上のことから、市地域防災計画を補完する位置付けの本計画における被害想定については直下型地震、南海トラフ地震及び水害とする。

1. 直下型地震及び南海トラフ地震の被害想定

(1) 物的被害（表1-4-1） 単位：棟

	直下型地震		南海トラフ地震	
	全壊	半壊	全壊	半壊
揺れ	425	3,197	1	65
液状化	46	0	0	7
火災	1	0	0	0
合計	472	3,197	1	72

(2) 人的被害等（表1-4-2） 単位：人

	直下型地震				南海トラフ地震				
	死者数	負傷者数	重傷者数	避難者数	死者数	負傷者数	重傷者数	避難者数	断水等人口
建物倒壊	26	195	10	—	0	11	0	—	—
火災	1	0	0	—	0	0	0	—	—
避難者数	—	—	—	2,507	—	—	—	8	—
断水人口	—	—	—	—	—	—	—	—	985
下水道支障人口	—	—	—	—	—	—	—	—	221

出典：市地域防災計画〈地震対策編〉第1部 第2章より

2. 水害の被害想定

(1) 丹波篠山市における建物被害棟数（水害）（表1-4-3） 単位：棟

市町名	木造			非木造			合計		
	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊	全壊	半壊	一部損壊
丹波篠山市	1,037	3,628	3,609	9	19	51	1,046	3,647	3,660

出典：洪水浸水想定区域図（兵庫県作成）を基に兵庫県環境整備課が推計

第5節 計画の対象とする災害廃棄物及び業務

1. 災害廃棄物の種類（表1-5-1）

分別区分		廃棄物の種類・具体的な内容
(1) 可燃物	可燃物	繊維、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物 腐敗性廃棄物※1（被災冷蔵庫等から排出される食品など）
	可燃性大型ごみ	木製家具類、布団、毛布など
	畳※2	水分を含んだ廃畳など
	木くず	解体木材（柱・梁・壁材）、生木・流木など
(2) 不燃物	不燃物	ガラスくず、陶磁器くず、レンガくず、瓦くず
	不燃性大型ごみ	マットレス、スチール家具、貯湯タンクなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロックくずなど
(3) 混合廃棄物		可燃物、不燃物が混然となった廃棄物 （分別困難な細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在）
(4) そ の 他 の 廃 棄 物	廃家電、廃自動車等	廃家電（家電リサイクル法対象物、その他の廃家電）、廃自動車・廃自動二輪（廃タイヤ含む。）、廃原付自転車など
	有害物、爆発物、危険物等	石綿含有物（石膏ボード・スレート板等）※3、PCB廃棄物、農薬、医薬品、消火器、ガスボンベ類、廃電池、バッテリー、廃蛍光灯、感染性廃棄物、水銀血圧計、水銀体温計、太陽光パネルなど
(5) 土砂混合廃棄物		土砂災害等で発生した土砂混じりの廃棄物

※1 公衆衛生の観点から優先した処理が必要である。

※2 水害発生時には、少なくとも5分別（可燃、不燃、粗大、畳、家電）を原則とする。特に、水分を含んだ畳が大量に発生するため、別区分とする。

※3 可能な限り事前調査を行い、石綿含有の有無を把握しておく。石綿含有のおそれがある場合は、「石綿含有物」とみなして取り扱う。

（参考）兵庫県災害廃棄物処理計画

2. 災害別の廃棄物の特徴（表 1 - 5 - 2）

	地震災害	風水害
発生箇所	地盤や土地利用等の状況によって変化（耐震性の低い建物が被災）	河川決壊は低地部、土砂災害は山麓部に被害が集中
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突発的かつ大量に発生 ・ 家財等及び倒壊家屋解体廃棄物に分別 ・ 倒壊家屋解体は重機使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期） ・ 腐敗・悪臭・汚水を発生 ・ 浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要
組成の違い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型ごみが大量に発生 ・ 処理困難物等が発生 ・ 倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木くずや大型ごみ（家具等）が大量に発生 ・ 水分を含んだ畳や土砂付着家具等が大量に発生 ・ 大量の生木、流木が混入

（参考）兵庫県災害廃棄物処理計画

3. 対象業務

本計画で対象とする業務は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等における、本市が行う災害廃棄物の収集、処理及びそれに関連する一連の業務とする。

なお、倒壊建物の解体・処理は、倒壊建物の所有者が自己責任により自己負担で行うことが原則であるが、被害が甚大である場合等には、個人住宅や中小企業の建築物の解体・撤去について、廃棄物処理法に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受けて本市が実施する場合がある。

第2章 災害廃棄物処理に関する基本的事項

第1節 処理に関する基本方針

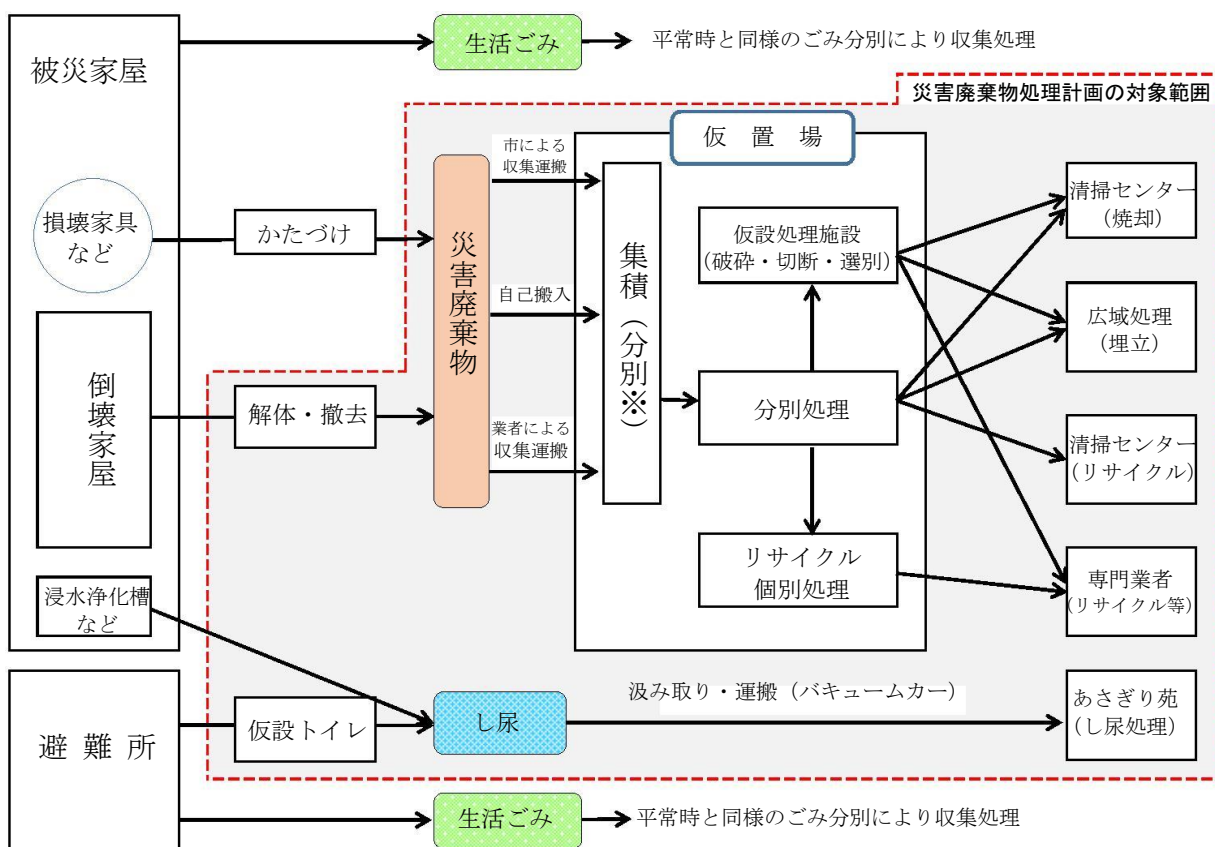
基本方針① 計画的かつ円滑・迅速な処理

基本方針② 安全の確保、環境への配慮

基本方針③ 分別・資源化の推進

家庭や避難所からの排出時や倒壊家屋等の解体・撤去時から可能な限り分別を行うとともに、破碎・選別等によりリサイクル可能なものは極力資源化を推進することで、最終処分に係る量や費用の低減を図る。

【災害廃棄物に係る処理の流れ（図2-1-1）】 （参考）兵庫県災害廃棄物処理計画



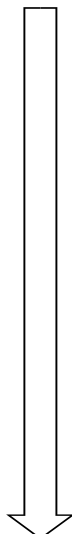
※第1章第5節1. 災害廃棄物の種類（5ページ）参照

家庭や避難所から発生する生活ごみや片付けごみ（地震の揺れにより破損した陶磁器・ガラス類の埋立ごみや停電等により腐敗した生ごみなど）は、平常時と同様の収集運搬体制を維持することで対応することを基本とするが、災害規模に応じて適宜適切な体制を検討し、適正かつ迅速な対応を行う。なお、災害規模によっては、災害によらない平常時と同様の粗大ごみは、収集・持込予約体制が整うまで、一時受け入れを停止し、再開するまで自宅で一時保管することをお願いする場合もある。

第2節 時間経過に応じた対策の検討

災害廃棄物対策においては、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから、必要に応じて次の段階に区分して検討を行う。

【発災後の時間経過（表2-2-1）】



平常時	災害への備え 〔被害の想定、被害抑止・軽減・対策、廃棄物の最小化（空き家対策、退蔵物の処分等）、災害時の分別方法等の広報手段の検討〕
－災害発生－	
初動（～数日間）	体制整備、被害状況の確認、必要資機材（仮設トイレ等）や仮置場の確保等を行う期間
応急対応（～2週間程度）	①豪雨災害等で他市町等の応援を受け、災害廃棄物を仮置場に集積する期間 ②大規模災害時、災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間
復旧・復興（概ね2年）	災害廃棄物の本格的な処理を行う期間

（参考）兵庫県災害廃棄物処理計画

第3節 処理目標期間

本市域で発生する災害廃棄物については、東日本大震災や阪神・淡路大震災といった国内で発生した過去の大災害における事例を踏まえ、最長で概ね3年以内に処理を完了させることを基本とし、次のとおり処理目標期間を設定する。

なお、発災時には、その被害状況に応じて、できる限り早期の処理完了に向けて適切な処理期間を設定する。

【災害廃棄物の処理目標期間（表2-3-1）】

内 容	処理目標期間
災害がれきの撤去（道路上や生活地域のもの）	6ヶ月以内
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の収集	
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の処理	1年以内
仮置場への搬入完了（倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	1年6ヶ月以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

第4節 処理主体

災害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では一般廃棄物とされていることから、災害廃棄物の処理は原則として本市が行うが、河川や道路・鉄道等の公共施設や、事業所等から排出される災害廃棄物の処理は事業者が行うことを基本とする。ただし、発災後に国が災害廃棄物の取り扱いについて示した場合にはこれに準ずるとともに、過去の事例も踏まえ、実際の被害状況に応じて適切に対応する。

なお、甚大な被害により、本市のみによる対応が困難な場合は、地方自治法に基づく兵庫県への事務委託や災害対策基本法に基づく国による代行処理の要請についても検討する。

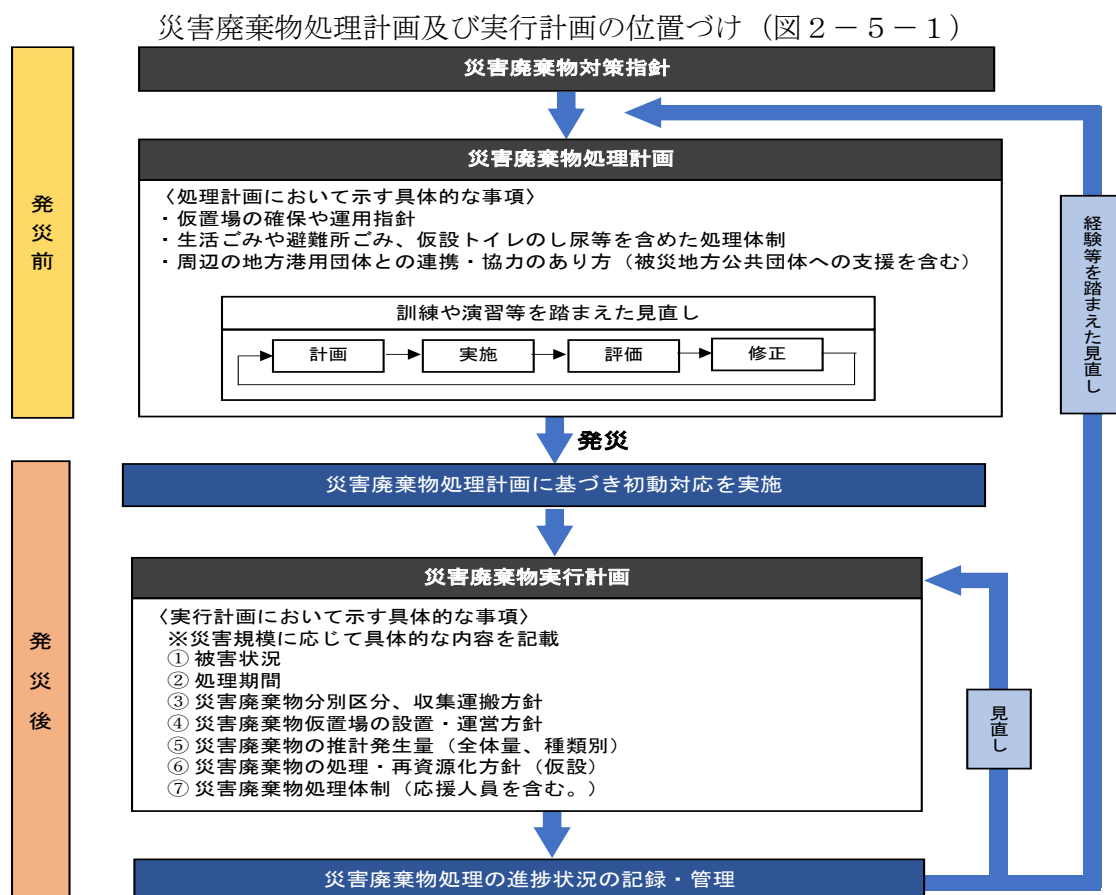
第5節 実行計画の策定及び進捗管理

1. 実行計画の策定

大規模災害発生時には、速やかに被害状況や災害廃棄物の発生状況を把握するとともに、処理方法やスケジュール等について検討し、災害廃棄物処理実行計画を策定し、実行計画に基づいて災害廃棄物処理を行う。

2. 実行計画の進捗管理

策定した実行計画については、被害状況や災害廃棄物の発生量、処理の進捗に応じて随時見直しを行うものとする。

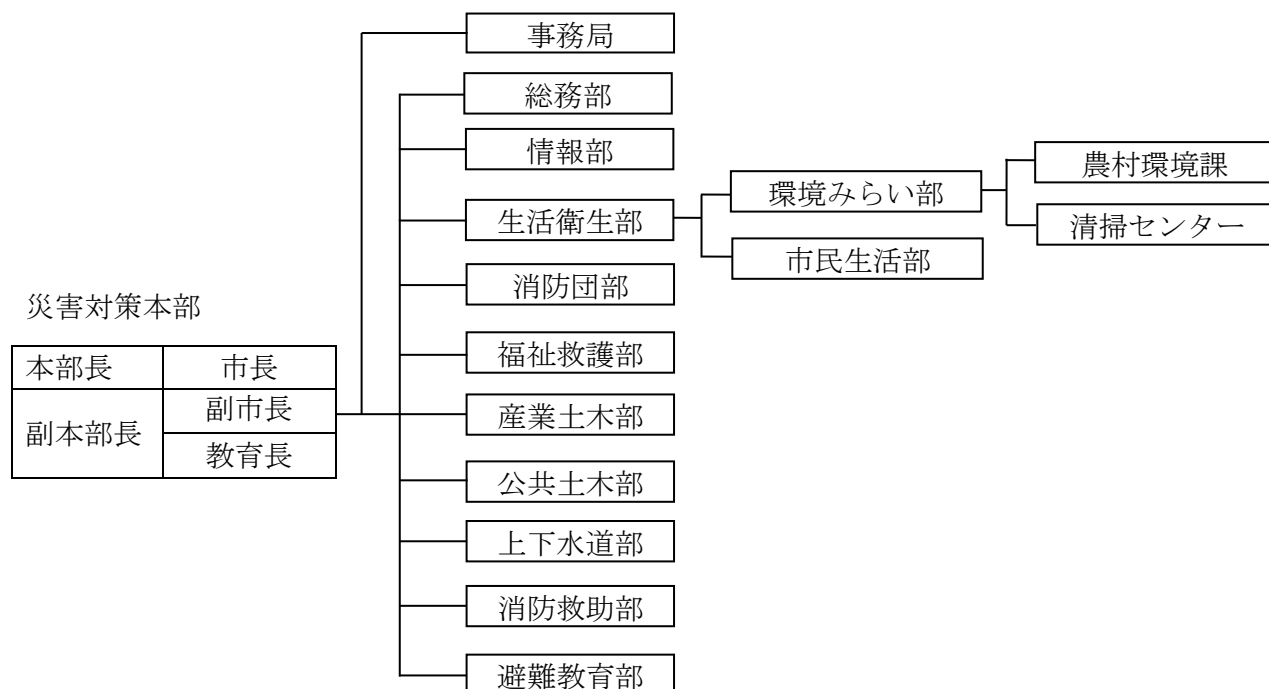


参考：災害廃棄物対策指針、兵庫県災害廃棄物処理計画

第6節 組織体制等

1. 市災害対策本部内における組織体制（丹波篠山市地域防災計画より一部抜粋）

（図2-6-1）



2. 災害対策本部事務分掌

災害対策本部の体制は1の図に示すとおりであり、災害廃棄物対策に係る事務は生活衛生部の内、農村環境課が担当する。災害規模等、必要に応じて土木部門、財政部門等も加え、庁内対策部門を設置し対応する。

なお、災害廃棄物対策として想定する事務の概要は次のとおり。

- ・ 災害廃棄物の発生状況の把握、情報収集に関すること。
- ・ 災害廃棄物の処理方針、実行計画の策定に関すること。
- ・ 廃棄物の収集運搬体制の確保
- ・ 廃棄物の受け入れ先の確保
- ・ 他市町・関係機関への協力要請
- ・ 仮置場の選定、設置、管理に関すること。
- ・ その他

3. 災害発生時の連絡体制等

(1) 災害対策本部との連絡

災害廃棄物の処理に関する災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集は、生活衛生部（農村環境課）を通じて行う。

(2) 兵庫県との連携

災害発生後、直ちに清掃センター及びし尿処理施設の被災状況を把握し、兵庫県環境部環境整備課へ連絡、報告を行う。

(3) 県下市町との連携

本市は、県・県下市町等と「兵庫県災害廃棄物災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結しており、本協定に基づき、他市町への応援及び応援要請を行う。

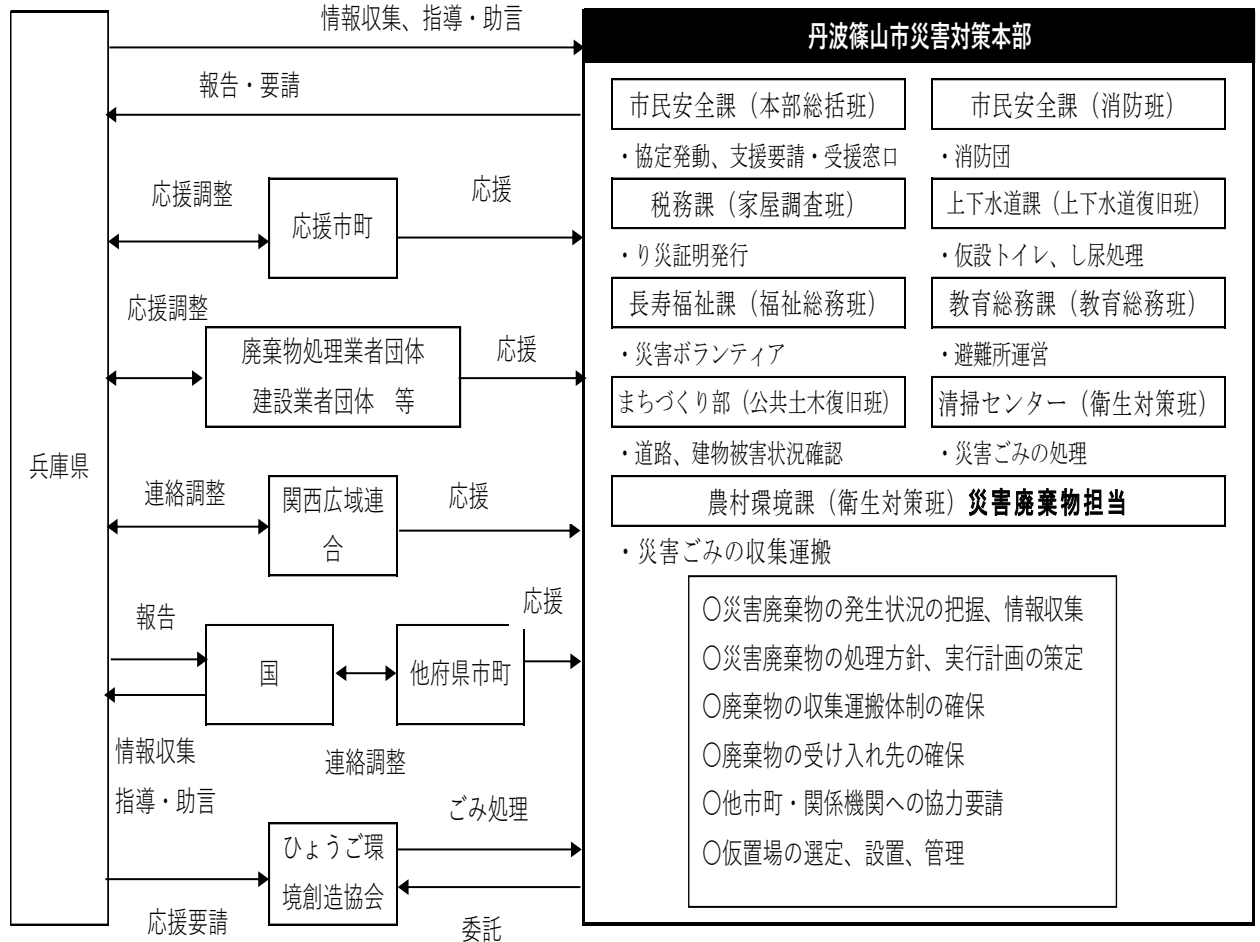
(4) 庁内関係部局との連絡

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要な事項について、災害対策本部及び関係部局と連絡、調整を行う。

4. 支援の要請

生活衛生部（農村環境課）は、災害対策本部と連携を図り、応援要請の内容を検討したうえで、廃棄物の処理に関しては、「兵庫県災害廃棄物災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県・他市町、関係機関への支援要請及び受け入れの連絡・調整を行う。

災害廃棄物処理にかかる応援体制（図2-6-1）



(参考) 兵庫県災害廃棄物処理計画

現在締結されている災害廃棄物処理に関する災害協定は次の通りである。（表2-6-2）

協定名	協定締結先	協定内容	締結年月日
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県 県下市町	応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣等	平成18年11月1日
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	猪名川町 丹波市 三田市	清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供等	平成14年2月1日 平成18年4月1日 平成13年4月12日
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県 県下市町 県下一部事務組合	災害廃棄物の処理	平成17年9月1日

5. 住民等への広報（表2-6-3）

災害時廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平常時から分別意識の啓発等を行う必要がある。また、災害時には大型ごみや生活ごみを含めた災害廃棄物の処理に関する情報を、市民、事業者等に周知するため次の内容の広報を行う。広報の方法は、市災害対策本部情報部と連携し、広報紙、市ホームページ、SNS、防災行政無線、防災メール、市掲示板、広報車、避難所への掲示等を活用して周知徹底を図る。

業務内容	主な広報内容
ごみ関係	通常ごみの分別・排出場所及び日程の変更等
	災害ごみの分別・排出場所及び日程等 ※災害ごみの集積にあたって、ごみ収集車及び緊急車両等の障害とならないように、協力を呼びかける
	災害がれきの処理方法
	仮置場の設置状況及び搬入方法
	ごみの搬出抑制及び資源化の推進
し尿関係	仮設トイレ等の設置場所、設置状況
	仮設トイレ等の使用上の注意及び維持管理
	収集体制の変更（し尿、浄化槽）
解体撤去関係	倒壊建物の撤去方針及び申請方法

第7節 計画の見直し

本計画について、兵庫県や周辺自治体などと共有化を図るとともに、災害時における連携・協力体制を構築、継続していく。

災害廃棄物処理に関する知見・技術や社会的状況は、今後も変化していくと考えられ、また関係団体との連携・協力体制等も状況に応じて修正し、より強化していくことが必要である。

そのため、状況の変化に応じて、また国の計画や指針、本市地域防災計画などの関連する計画の改定を踏まえて、本計画の内容を再検討し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第3章 災害廃棄物対策

第1節 災害廃棄物の発生量

1. 災害廃棄物の発生量推計

(1) 災害廃棄物発生量の推計方法

災害発生時には一時に大量の災害廃棄物が発生することが予想され、これらの処理には平常時から対策をたてておく必要があり、そのためには災害廃棄物の発生発生量を予測する必要がある。

災害廃棄物の発生量の推計方法は、建物被害棟数に発生原単位及び解体率を乗じることで算出できる。環境省が「災害廃棄物対策指針（改定版）技術資料」に示す次の計算式により算出した。

$$\begin{aligned}
 \text{災害廃棄物発生量【Y】(t)} &= \\
 &\text{建物解体に伴い発生する災害廃棄物量【Y}_1\text{】(t)} \\
 &+ \text{建物解体以外に発生する災害廃棄物量【Y}_2\text{】(t)} \\
 \\
 \text{【Y}_1\text{】(t)} &= \\
 &(\text{住家全壊【X}_1\text{】(棟)} + \text{非住家全壊【X}_2\text{】(棟)}) \\
 &\times \text{災害廃棄物発生原単位【a】(t/棟)} \times \text{全壊建物解体率【b}_1\text{]} \\
 &+ (\text{住家半壊【X}_3\text{】(棟)} + \text{非住家半壊【X}_4\text{】(棟)}) \\
 &\times \text{災害廃棄物発生原単位【a】(t/棟)} \times \text{半壊建物解体率【b}_2\text{]} \\
 \\
 \text{【a】(t/棟)} &= \\
 &\text{木造床面積【A}_1\text{】(m}^2\text{/棟)} \times \text{木造建物発生原単位【a}_1\text{】(t/m}^2\text{)} \\
 &\times \text{解体棟数の構造内訳(木造)【r}_1\text{]} \\
 &+ \text{非木造床面積【A}_2\text{】(m}^2\text{/棟)} \times \text{非木造建物発生原単位【a}_2\text{】(t/m}^2\text{)} \\
 &\times \text{解体棟数の構造内訳(非木造)【r}_2\text{]} \\
 \\
 \text{【Y}_2\text{】(t)} &= \\
 &(\text{住家全壊【X}_1\text{】(棟)} + \text{非住家全壊【X}_2\text{】(棟)}) \\
 &\times \text{片付けごみ及び公物等量発生原単位【CP】(t/棟)}
 \end{aligned}$$

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」技術資料【技14-2】

（令和5年4月28日改定 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）を基に作成

被害棟数は、第1章第4節に記載のとおり、「直下型地震」、「南海トラフ地震」及び「水害」を採用する。

災害廃棄物の組成別の発生量は、地震については平成28年熊本地震を、水害については平成30年7月豪雨（岡山県）を採用する。

		柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂
地震	木造	18%	1%	26%	51%	1%	3%	
	非木造	0%	2%	0%	93%	3%	2%	
水害		8.6%	8.5%	21.3%	30%	1.4%	1.2%	29%

以上を元に、倒壊した家屋等から発生する災害廃棄物発生量を推計した結果は別表の通りである。

(2) 災害廃棄物発生量の推計値（地震）（表3-1-1）

	区分	災害廃棄物発生量（トン）						
		柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属	その他	合計
組成比率 （地震）	木造	18.0%	1.0%	26.0%	51.0%	1.0%	3.0%	
	非木造	0.0%	2.0%	0.0%	93.0%	3.0%	2.0%	
直下型地震	木造 (63%)	10,514	584	15,186	29,788	584	1,752	58,408
	非木造 (37%)	0	686	0	31,903	1,029	686	34,304
	合計	10,514	1,270	15,186	61,691	1,613	2,438	92,712
南海トラフ地震	木造 (63%)	340	19	491	964	19	57	1,890
	非木造 (37%)	0	22	0	1,033	33	22	1,110
	合計	340	41	491	1,997	52	79	3,000

(3) 災害廃棄物発生量の推計値（水害）（表3-1-2）

	災害廃棄物発生量（トン）							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属	その他	土砂	合計
組成比率 （水害）	8.6%	8.5%	21.3%	30.0%	1.4%	1.2%	29.0%	
水害	7,195	7,111	17,820	25,099	1,171	1,004	24,263	83,663

2. 避難所ごみの発生量推計

市地域防災計画の中で直下型地震における避難者数は、発災直後で2,507人と想定されており、次の計算式により避難所ごみの発生量を求めると約1.22トン/日となる。

これは、本市保有パッカー車（最大積載量2トン）で積載可能な量であるため、避難所ごみは本市保有パッカー車で対応する。

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位（グラム/人・日）}$$

（参考）令和5年度実績 計画収集ごみ発生量 488グラム/人・日（発生原単位）

ただし、市地域防災計画における被害想定では全体人数が示されているのみであり、期間経過に伴う避難者数の推移や、地域（避難所）ごとの避難者数までは想定されていない。

災害発生時には複数の避難所に分散して避難されるケースや、避難期間が長期にわたることも考えられるため、収集コースの変更（避難所をルートに組み入れる）等、特別な収集体制の構築について検討する必要があることと、このような体制が長期間継続する場合があることに留意する。

第2節 災害廃棄物の収集運搬体制

1. 災害廃棄物の収集運搬体制

災害廃棄物の内、家庭から排出される生活ごみや片付けごみ、避難所から排出されるごみについては平常時と同様の分別ルールと収集体制を維持することを原則とする。

これらの収集運搬には本市所有車両を最大限活用するとともに、必要に応じて県・他市町及び民間業者等の関係機関へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保する。

災害により通常時の収集ルートが使えない場合は、代替ルートの設定や、排出場所（ごみステーション）の一時的な移動を検討し、住民へ周知し協力を求める。

通常時の収集ルートに含まれていない施設が避難所として使用されている場合は、収集ルートの見直しを行う。

生ごみ等の腐敗性廃棄物が大量に発生する場合等は、衛生的な観点から優先的に収集する必要があるため、かん・ビン・ペットボトル等の資源ごみや、片付けで発生するガラス・陶磁器等の埋立てごみは自宅で一時保管して頂く等、収集スケジュールの一時的な変更を検討する。住民に対しては、このような場合があることを予め周知するとともに、変更時の周知方法についても検討する。

個人家庭の片付けに伴う大量のごみについては、自治会環境委員等と協議のうえ、集積所を指定し収集する。通常の計画収集の体制（民間委託）とは別の収集体制を組む必要があるため、本市所有車両（1台最大積載量2トン）及び民間業者車両を活用する。また、必要に応じて県・他市町へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保する。この場合のごみ収集手数料については条例に基づく減免対象となるため、罹災証明書の発行等、必要な事務やその流れについて関係課と予め調整しておく。

倒壊家屋等を解体・撤去した際の災害がれきの運搬については、解体等を請け負った民間事業者により行う。

2. 分別の徹底

災害廃棄物の処理の効率化、資源化の向上を図るため、解体撤去時には第1章第5節「1. 災害廃棄物の種類」の区分に従って分別して搬出車両に積載し、処分先及び仮置場への搬入時にはこの分別を維持することとする。

仮置場へ搬入後、破碎等の中間処理をした廃棄物も同様の区分で再分別し、混合廃棄物の発生を最小限に抑えるよう努める。

被災地域から排出される家庭ごみ、片付けごみ、避難所ごみについては平常時の分別を維持するよう徹底する。

第3節 災害廃棄物の処理

1. 災害廃棄物の処理

本市で発生する一般廃棄物の処理は清掃センターで行っており、災害時に発生する被災地域からの家庭ごみ等や、災害がれきの内、同施設で処理可能な廃棄物についても同様である。

施設の損壊、停電、断水等により稼働不能となった場合、その程度と復旧見通しによって、仮置場の設置と一時保管、または応援協定に基づき県、関係市町への応援要請について検討する。

災害発生時は平常時よりごみ排出量が増加することが予想され、また同施設に廃棄物を搬入している丹波市山南町地域の被災状況によっては更なる増加が予想されるので、市内における災害廃棄物の発生量を的確に把握し、施設運営に支障を来すことがないように丹波市と緊密に連絡調整を行うことが必要である。

災害発生によりごみ排出量が増加すると見込まれる時には、直営・委託、許可業者による搬入が優先されるよう、一般住民による持ち込みの一時停止を要請することも検討する。

必要に応じて仮置場の設置を検討し、同施設への搬入まで一時保管することや、民間の廃棄物処理事業者への委託についても検討する。

災害がれきについては解体・撤去時や、仮置場において分別を徹底して行い、同施設で処理できない廃棄物の処理・処分については、民間処理事業者を活用することで可能な限り資源化し、埋立等の最終処分量の低減を図る。

2. 処理可能量

(1) 処理施設の概要 (表3-3-1)

丹波篠山市清掃センター (丹波篠山市大山下川向井坪168番地2) の処理施設及び処理能力の概要は次のとおり。

ア ごみ焼却施設	
公称能力	80トン/日 (40トン/日×2炉) 通常1炉のみ稼働
炉形式	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー方式)
完成年月日	平成14年11月29日
イ リサイクルプラザ	
公称能力	41トン/5時間 (日)
完成年月日	平成14年3月18日
ウ 一般廃棄物最終処分場	
形式	カルシウム除去+接触ばっ気・脱窒+凝集沈殿+砂ろ過+UV+O3+活性炭+キレート
水処理能力	25立方メートル/日
完成年月日	平成13年3月27日
(埋立処分地)	
埋立容量	182,000立方メートル
完成年月日	昭和50年5月1日

(2) 処理可能量 (表3-3-2)

ア ごみ焼却施設	
処理可能能力	64,512トン (処理能力80トン/日×稼働日数280日×調整稼働率0.96×3年)
処理量	44,921トン (R3~5年度実績)
余力	19,591トン (処理能力の30.4%)
可燃物発生量推計値	1,270トン【直下型地震】 7,111トン【水害】
災害廃棄物処理後の余力	18,321トン (処理能力の28.4%)【直下型地震】 12,480トン (処理能力の19.3%)【水害】

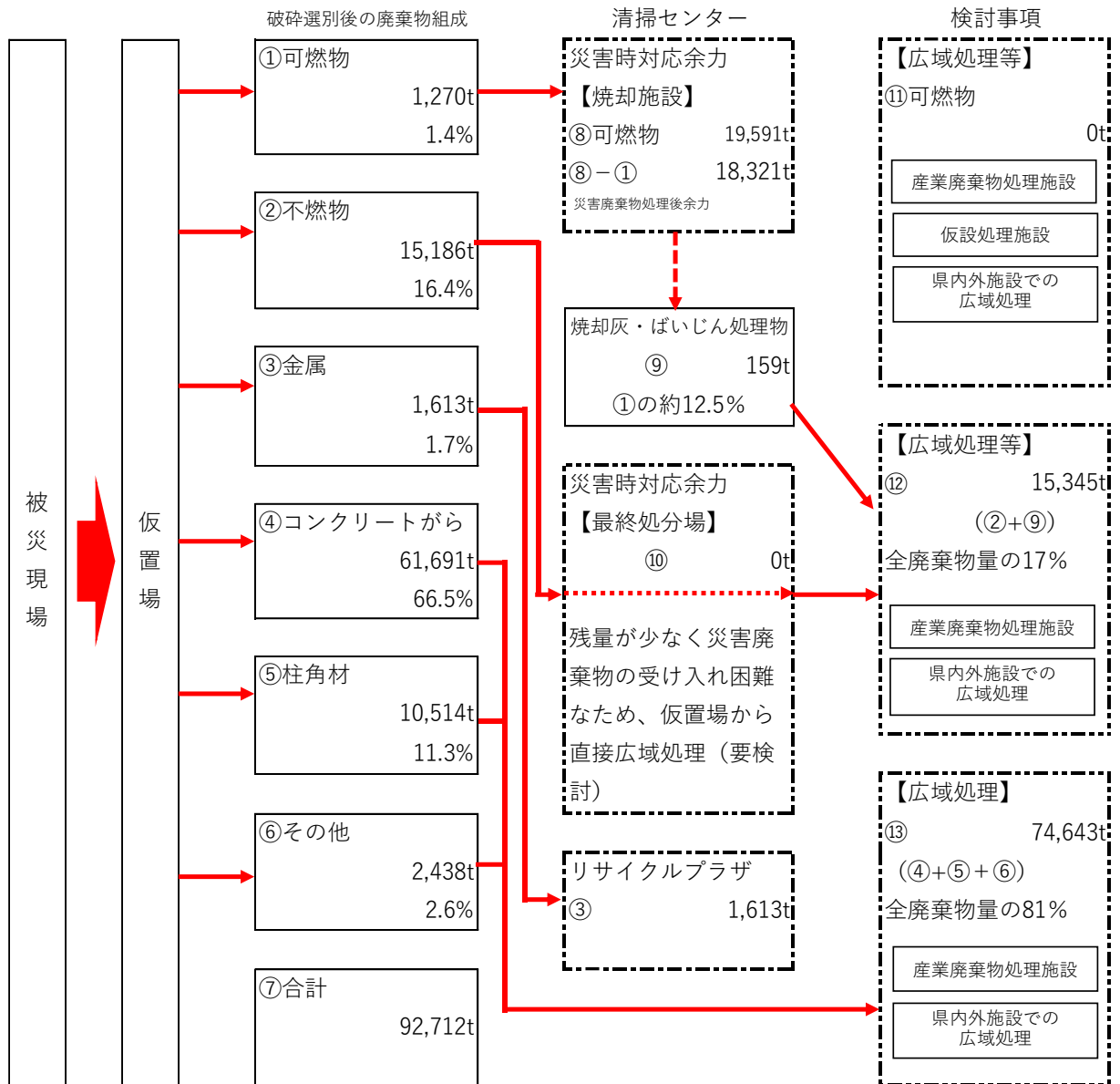
イ リサイクルプラザ	
処理可能能力	30,258トン（処理能力41トン／日×計画稼働日数246日×3年）
処理量	5,106トン（R3～5年度実績）可燃物、埋立物以外
余力（通常時）	25,152トン（処理能力の83.1%）
対象物発生量推計値	1,613トン（金属）【直下型地震】 1,171トン（金属）【水害】
災害廃棄物処理後の余力	23,539トン（処理能力の77.8%）【直下型地震】 23,981トン（処理能力の79.3%）【水害】
ウ 一般廃棄物最終処分場	
処理量（R3～R5年度実績）	3,072トン（不燃物） 5,593トン（焼却灰、ばいじん処理物） （焼却量の約12.5%）
余力	5,796トン（R6年度末現在）
不燃物（埋立）発生量推計値	15,186トン（不燃物）【直下型地震】 159トン（焼却灰、ばいじん処理物）【直下型地震】 （焼却量の12.5%） 42,083トン（不燃物、土砂）【水害】 889トン（焼却灰、ばいじん処理物）【水害】 （焼却量の12.5%）
広域処理必要量	15,345トン（全量）【直下型地震】 42,972トン（全量）【水害】

ごみ焼却施設で処理する可燃物について、計画処理期間（3年以内）の処理量は余力を下回っており、丹波篠山市での焼却処理が可能である。

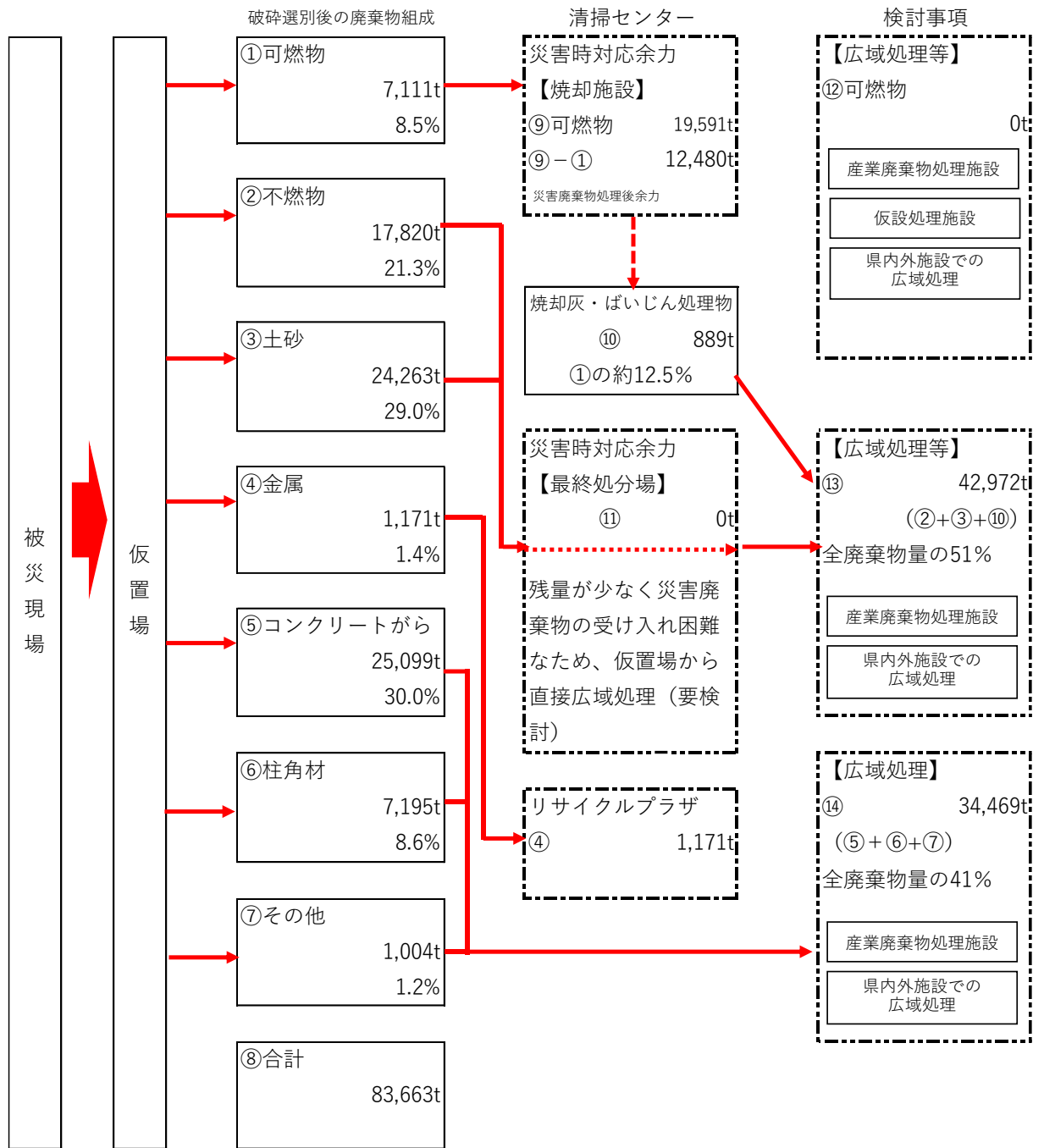
次にリサイクルプラザで処理する金属類等についても、発生量推計値が余力を下回るため、丹波篠山市での処理が可能である。しかし、公称能力からの計算となるため、実際に災害廃棄物を受け入れる場合には、作業員の増員や一日の運転時間の延長について検討する必要がある。よって、金属類については、できる限りリサイクルプラザに搬入せずに、リサイクル業者等に直接搬入し、リサイクルプラザの負担軽減を図っていくことも検討する。

不燃物（焼却灰等含む）やがれき類については、本市の最終処分場の残量が少なくなっており、災害廃棄物を受け入れることが困難な状況から、全量、産業廃棄物処理施設や市外の一般廃棄物最終処分場での処理が必要となる。

同施設における処理可能量の推計には、本市及び丹波市山南町地域による総合的な検討や調整が必要であるが、現時点では十分に出来ていないことに留意するとともに、今後早急に整理し適宜計画を見直すこととする。



地震発生による災害廃棄物処理フロー（直下型地震）（図3-3-1）



水害発生による災害廃棄物処理フロー (図3-3-2)

第4節 仮置場

1. 仮置場の設置

迅速な被災建物の解体・撤去や廃棄物の処理、その後の復旧・復興のためには、被災現場から出来るだけ速やかに廃棄物を移動させる必要がある。

また、災害廃棄物の発生量が処理施設の処理能力を超える恐れがある場合等は一時的な保管場所が必要であり、処分先への搬入前に破砕・選別等の中間処理を行うための場所として、仮置場の設置が必要となる場合がある。（中間処理を行うためのスペースを確保できない場合は保管のみとし、民間事業者の利用を検討する必要がある。）

仮置場は、災害の規模や想定される災害廃棄物の発生量に応じて設置する。

2. 必要面積の算定

(1) 直下型地震（表3-4-1）

区分	合計	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属	その他
発生量（トン）	92,712	10,514	1,270	15,186	61,691	1,613	2,438
処理量（トン）	30,904	3,505	423	5,062	20,564	538	813
集積量（トン）	61,808	7,009	847	10,124	41,127	1,075	1,626
みかけ重量（トン/立方メートル）		0.55	0.4	1.1	1.48	1.13	1.48
仮置場必要面積（平方メートル）	21,561	5,097	847	3,682	11,115	381	439

(2) 南海トラフ地震（表3-4-2）

区分	合計	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属	その他
発生量（トン）	3,000	340	41	491	1,996	52	79
処理量（トン）	1,000	113	14	164	665	17	26
集積量（トン）	2,000	227	27	328	1,331	35	53
みかけ重量（トン/立方メートル）		0.55	0.4	1.1	1.48	1.13	1.48
仮置場必要面積（平方メートル）	697	165	27	119	360	12	14

(3) 水害（表3-4-3）

区分	合計	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属	その他	土砂
発生量（トン）	83,663	7,195	7,111	17,820	25,099	1,171	1,004	24,263
処理量（トン）	27,888	2,398	2,370	5,940	8,367	390	335	8,088
集積量（トン）	55,775	4,797	4,741	11,880	16,732	781	669	16,175
みかけ重量（トン/立方メートル）		0.55	0.4	1.1	1.48	1.13	1.48	1.1
仮置場必要面積（平方メートル）	23,411	3,489	4,741	4,320	4,522	276	181	5,882

仮置場の必要面積は、「災害廃棄物対策指針・技術資料 18-2（仮置場の必要面積の算定方法）」で示された、以下の方法により算定した。

みかけ比重の内、可燃物・不燃物は同技術資料18-2の値、その他は「多量排出事業者の処理計画書・処理計画実施状況報告書記入要領」（R3.4 兵庫県）の値。「その他」は、コンガラの数値を採用し、土砂は、不燃物の数値を採用した。

※発生量は、表3-1で算出。処理量は、災害廃棄物発生量÷処理期間（3年）。

集積量は、発生量－処理量。

仮置場必要面積は、集積量÷みかけ重量÷積上げ高さ×（1＋作業スペース割合）。

積上げ高さは5メートル、作業スペース割合は1とした。

災害廃棄物は、全量仮置場に搬入すると仮定している。

3. 仮置場候補地の選定基準

仮置場は概ね次の基準に基づき、市営グラウンドや小中学校グラウンド、その他使用されていない市有地を基本として選定する。

- 廃棄物を種類ごとに分離して保管することや、重機等による作業、搬入・搬出作業が容易にできる広さを持った平地であること。
- 可能な限り住宅地等に隣接していないこと。
- 廃棄物の搬入・搬出車両や作業用重機の通行が比較的容易で安全な道路を有していること。
- 仮置き、または中間処理時の環境汚染対策が行いやすい地形・地質であること。
- 中長期の使用ができること（処理期間を最長3年程度と想定している）。

仮置場を設置し、廃棄物の保管や中間処理を行うことは、一定のルールのもと行ったとしても、周辺住民の住環境や生活環境への影響が懸念されるところであり、可能な限り集約化することが望ましいが、本市においてはその地形上、仮置場に適した広大な敷地（平地）を確保することが困難である。

この問題に対する解決策の例として、小学校区（旧小学校区）を単位とした仮置場の設置（発生した地域内での保管等）や、廃棄物の種類ごとに分散して仮置場を設置するといったことを、候補地選定の際合わせて検討する。

4. 仮置場候補地

発災後、被害状況を反映した発生量を基に必要な面積の算定を行い、平常時に事前に検討した仮置場候補地から、仮置場を選定・確保する。その際には地元自治会等と協議を行い、理解を得るよう努める。

5. 仮置場の運営・管理

仮置場を設置した場合、全ての廃棄物の処理が完了するまで最長で3年程度と想定しており長期にわたることから、その管理・運営、必要な資器材や人員の確保は、民間の廃棄物処理業者への委託とする。

6. リサイクルの推進

仮置場等では、災害廃棄物をできるだけ分別して集積する。分別の徹底は、被災地からの災害廃棄物の早期撤去や処理期間の短縮、最終処分量の削減、処理費用の削減等につながる。

分別の種類については、処分やリサイクルを考慮し、処理を行う民間事業者等と協議して決めるのが望ましい。

また、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは家電リサイクル法のリサイクルルートで処理するため、仮置場内において品目ごとに分ける作業を行う必要がある。

被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要で、被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者へ引き渡す。それ以外の場合には自動車リサイクル法に則り、引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡す。所有者もしくは引取業者へ引き渡すまでの間は、被災自動車を撤去・移動し、仮置場等で保管する。

7. 仮置場の運用計画

(1) 仮置場への受け入れ条件

ア 仮置場に受け入れる廃棄物は、市の事業として解体撤去した建物から発生する廃棄物に限る。それ以外の廃棄物（市事業以外のがれき類等、又は処理場の処理能力が超過した際に一時的に仮置きする必要がある廃棄物等）に関しては市の許可等を得ることとする。

イ 仮置場の入口で本市が発行する搬入許可証の提示を求め、本市の発注により解体撤去したものであること等を確認したうえで搬入を認める。

ウ 分別がされていない、又は不十分な廃棄物は搬入を認めない。これら分別が不十分な廃棄物は再度分別を要請する。

(2) 分別保管と搬入・搬出管理

ア 仮置場内は分別区分ごとの受入区域を設定し受け入れる。

イ 各仮置場は日報を作成し、搬入台数等を記録する。

ウ 受付では、各搬入車両の書類確認、積載物のチェックを行う。

(3) 仮置場での安全保管対策

ア 仮置場での廃棄物の積上げ高さは原則5メートル以下とする。積上げる際は重機を用いて廃棄物を安定させ崩落を防ぐ。

イ 木くず及びその他の可燃物の仮保管は、火災が発生しないよう適切な対策を講じるとともに、仮置場には消火器等を設置する。

(4) 搬入時の車両の誘導

ア 仮置場の入口及び場内に、場内ルートを示す地図を掲示するなど、搬入車両が円滑に通行できるよう誘導する。

イ 場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。

ウ 円滑な搬入を図るため、必要に応じて仮置場に車両誘導員を配置する。

(5) 周辺環境対策

ア 仮置場における作業が周辺環境へ影響を及ぼすことを防止するため、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行う。

イ 仮置場の入口周辺で車両が渋滞する場合は、騒音や排気ガスによる周辺住民への影響を防止するよう適切な対策を講じる。

ウ 廃棄物の積み下ろし及び積み上げの際に粉塵の発生が懸念される場合は、散水により粉塵の飛散を抑制する。

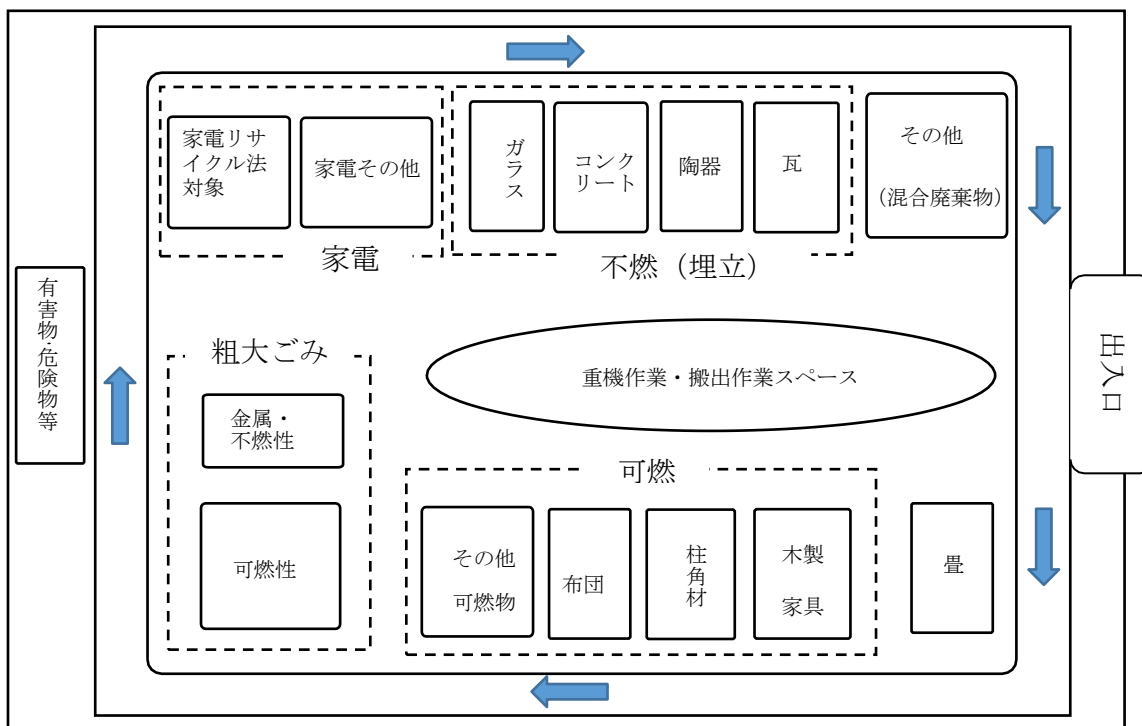
エ 仮置場での作業は、周辺環境等に十分配慮したうえで、振動や騒音等による周辺への影響を極力抑えるとともに、作業の時間帯等についても十分に対策を講じる。

オ 土壌汚染対策を講じる際は、あらかじめシートを敷く等の対策を行う。

8. 仮置場のレイアウト

(1) 仮置場のレイアウト例

仮置場の配置計画（レイアウト 図3-4-1）例を次のとおり示す。



(2) 配置計画にあたっての注意事項

- ア 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した配置計画とする。
- イ 場内の動線は一方通行とし、車両の交差を避ける。
- ウ 可燃物等の焼却処理を行う廃棄物は出入口側に集積し、出来るだけ仮置場に滞留させずに優先して処理を完了させる。
- エ 外周にはフェンスを設置する等、廃棄物の飛散防止や目隠しによる周辺環境への配慮を行う。
- オ 出入口には門扉を設け、不法投棄防止や安全管理に努める。
- カ 仮置場では重機による粗選別を行う他、手作業による選別を行うため、集積された廃棄物の周辺には作業スペースを確保する。

9. 取扱いに留意が必要な廃棄物

取扱いに留意が必要な有害物や危険物の使用・保管施設の被災により、それらが災害廃棄物に混入した場合、以後の災害廃棄物の処理に支障をきたすとともに、災害廃棄物の処理に対応する職員等の健康へも重大な影響を及ぼすこととなる。

このため、平常時においては有害物や危険物の使用・保管施設を所管する部署と連携し、対象事業所に対して厳重な管理と、災害時における対応を講ずるよう協力を要請する。

また、被災家屋からの災害廃棄物の撤去や、被災家財等の搬出作業等にボランティアが従事すると想定されるが、ボランティアは廃棄物処理等に不慣れであることから、災害廃棄物の分別方法や、ガスボンベや石綿含有建材等の扱いに関する注意事項等について説明を行うなど、分別排出の徹底と安全管理に努める。

これらの有害物や危険物については、平常時と同じく排出者である建物所有者や管理者により適正な処理・処分・保管を原則とするが、状況に応じて仮置場への搬入を検討する。ただし、石綿含有廃棄物及びPCB含有機器については、関連部署と連絡を密に行い、建物解体時点で適正に選別し、仮置場への受入を防止する。万一、仮置場内で確認された場合は、「災

害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（第3版）」（環境省 令和5年4月）や、「廃石綿等、感染症廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について」（環境省通知 令和6年9月）等のマニュアルや指針等を参考に対応する。

10. 環境モニタリング

環境モニタリングは、仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止することを目的とする。モニタリングの実施にあたっては、仮置場の規模、保管している災害廃棄物の内容や性状、場内での作業内容、周辺環境の現況等を考慮し、災害廃棄物対策指針等に基づき適切な項目や回数を設定する。

第4章 し尿の処理

第1節 し尿処理の基本方針

災害発生に伴い公共下水道施設（管路、処理場）が損傷する等、使用できなくなった場合、又は避難所へ一時に多数の避難者が避難し、施設のトイレでは不足した場合等、通常の上尿処理世帯（未水洗化世帯、下水道区域外の上尿汲み取り、浄化槽設置世帯）に加えて、避難所等における仮設トイレの使用に伴う上尿汲み取りの必要数増加が想定される。

上尿処理については公衆衛生の確保及び生活環境保全の観点から、可能な限り発災直後から収集運搬処理を行い、出来る限り早期に通常の上尿運搬・処理体制を回復させる。

上尿の処理については、平常時の収集・処理と同様、直営により収集運搬を行い、丹波篠山市あさぎり苑（丹波篠山市西岡屋甲749番地）において前処理を行った後、下水放流し、丹波篠山市篠山環境衛生センター（丹波篠山市吹上33番地1）において最終処理を行う。

災害発生に伴い避難所等に仮設トイレを設置した場合は、市災害対策本部と連絡調整し設置箇所、設置台数等を把握し、適切な収集ルートを検討する。

仮設トイレ等、汲み取り箇所が増加することで平常時と同様の収集運搬体制の維持が困難な場合は、増加した箇所の収集については災害時応援協定に基づき県や近隣市町への応援要請を検討する。

市上尿処理施設が被災した場合、又は収集量が施設の処理能力を超える恐れがある場合は、災害応援協定に基づき県や近隣市町への応援要請を検討する。

第2節 し尿収集必要量の推計

1. 推計方法

(1) し尿収集必要量

災害発生に伴い増加する分を含めて、災害時に必要となるし尿収集量を次の式に基づき算出する。

$$\begin{aligned} & \text{し尿収集必要量} \\ & = (\text{仮設トイレ必要人数} + \text{非水洗化区域し尿収集人口}) \times 1 \text{人} 1 \text{日平均排出量} \\ & \quad (\text{仮設トイレ必要人数} = \text{避難者数} + \text{下水道支障人口} + (\text{断水人口} \times 1 / 2)) \\ & \quad \text{※避難者数 } 2, 507 \text{人 (直下型地震)} \\ & \quad \text{下水道支障人口 } 221 \text{人、断水人口 } 985 \text{人 (南海トラフ地震)} \\ & \quad \text{仮設トイレ必要人数} = 3, 221 \text{人} \\ & \quad \text{※非水洗化区域し尿収集人口} = \text{し尿処理世帯 } 614 \times 2.2 \text{人/世帯} \\ & \quad \quad = 1, 350.8 \text{人} \\ & = (3, 221 \text{人} + 1, 351 \text{人}) \times 1.7 \text{リットル} \\ & = 7, 772.4 \text{リットル} = 7.77 \text{キロリットル/日} \end{aligned}$$

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 【技 14-3】

(2) 仮設トイレの必要基数

仮設トイレの必要基数の推計式を以下に示す。

$$\text{仮設トイレ必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安}$$

$$\text{仮設トイレ設置目安} = \text{仮設トイレの容量} / \text{し尿の1人1日平均排出量} / \text{収集計画}$$

$$78.4 = 400 / 1.7 / 3$$

仮設トイレの平均的容量 : 400 リットル

し尿の1人1日平均排出量 : 1.7 リットル/人・日

収集計画 : 3日に1回の収集

出典：災害廃棄物対策指針技術資料 【技 14-3】

2. 地震発生直後の仮設トイレ必要設置数

直下型地震の避難所生活者数及び南海トラフ地震における断水人口、下水道支障人口等から仮設トイレ必要設置数を算定した。

仮設トイレ必要人数 = 避難者数 2,507 人 (直下型地震)

断水人口 985 人、下水道支障人口 221 人 (南海トラフ地震)

合計 3,221 人

仮設トイレの必要設置数 = 仮設トイレの必要人数 / 仮設トイレ設置目安

48 (基) = 3,221 / 78.4

直下型地震及び南海トラフ地震における仮設トイレの必要設置数は、48基と推計した。

第3節 し尿の処理可能量の推計

1. し尿処理施設の概要及び処理実績

(1) 施設の概要 (表4-3-1)

名称	丹波篠山市あさぎり苑
所在地	丹波篠山市西岡屋甲749番地
形式	前処理 (二段破碎) + 希釈水 + 下水道本管へ下水放流 (排除)
公称能力	24キロリットル/日【混合汚泥 (し尿 + 浄化槽汚泥)】
完成年月日	平成7年3月31日、平成25年3月29日 (前処理運転開始)、平成30年3月1日 (二段破碎機使用開始)

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理実績 (表4-3-2)

単位：キロリットル

年度	年間処理量			日平均処理量		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
R3	945	2,661	3,606	2.59	7.29	9.88
R4	920	2,676	3,596	2.52	7.33	9.85
R5	889	2,671	3,560	2.43	7.32	9.75
総合計	2,754	8,008	10,762			
日平均 (総合計/1095)				2.52	7.31	9.83

2. し尿の処理可能量の推計（表4-3-3）

処理可能能力	24キロリットル／日
処理量	し尿2.52キロリットル／日（R3～R5年度実績平均） 浄化槽7.31キロリットル／日（R3～R5年度実績平均）
余力	14.17キロリットル／日（処理能力の59％）
し尿収集量推計値	7.77キロリットル／日（平常時のし尿収集分含む）
災害廃棄物処理後の余力	8.92キロリットル／日（処理能力の37.2％）

公共下水道整備等の成果から本市におけるし尿汲み取り及び浄化槽設置世帯の割合は低く、また1（2）し尿等処理実績からもわかる通り、年間のし尿及び浄化槽汚泥処理量は横ばいである。

し尿処理施設については平成7年稼働開始後、生し尿より浄化槽汚泥が増加し、生物処理が困難になったことから現在では前処理（二段破碎＋希釈水）後、下水道本管へ放流（排除）している。

処理能力は概ね24キロリットル／日であるが、し尿及び浄化槽汚泥処理実績（過去3年間の日平均約9.83キロリットル）と災害時におけるし尿処理量を比較すると、前節の計算式から災害時におけるし尿処理の推計値（平常時のし尿収集分含む）は7.77キロリットル／日であり、平常時の浄化槽汚泥処理実績（過去3年間の平均）7.31キロリットル／日と足したとしても15.08キロリットル／日と十分処理できる量であると言える。

し尿の収集運搬には平常時に使用している本市所有車両（2トン車1台、4トン車2台）を最大限活用する。しかし、災害時のし尿収集量の推計が7.77キロリットル／日で平常時のし尿収集量の2.52キロリットル／日の約3倍になることから、収集車両及び収集員とともに、不足が生じると想定される。県・他市町及び民間業者等の関係機関へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保する。

第4節 仮設トイレの設置

市地域防災計画風水害等対策編 第3部 第5章に記載のとおり、トイレの確保は、備蓄している簡易トイレのほか、素掘仮設トイレ、下水道マンホールを利用した仮設トイレを避難所等に設置する。